

公示送達書

四日市市掲示 第112号

令和8年6月17日

下記の書類は、受取人の住所・居所・事務所及び事業所が不明の為送達することができないので
当所に保管してありますから申し出て受領してください。

四日市市長 森智広



送達を受け るべき者	住所又は 居所等		氏名 (名称)	成田 智行
送達 する 書類 名	配当計算書(謄本) 1通			
	差押調書(謄本) 1通			
	以下余白			

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、
書類の送達があったものとみなされます。

(地方税法第20条の2関係)